

# 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則

平成 18 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市立文化館条例（平成 11 年条例第 28 号。以下「条例」という。）、堺市立文化館の管理運営業務に関する協定書（以下「協定書」という。）を踏まえ、堺市立文化館（以下「文化館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日)-根拠法令 条例第 28 条第 1 項第 2 号

第 2 条 文化館の開館時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得て、これを変更することができる。

2 文化館の休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たる場合は開館する。）

(2) 休日の翌日（その日が土曜日若しくは日曜日又は休日に当たる場合は開館する。）

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(観覧の手続)-根拠法令 条例第 5 条

第 3 条 アルフォンス・ミュシャ館に入場しようとする者は、観覧料の納付と引換えにアルフォンス・ミュシャ館観覧券の交付を受けなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

(観覧料)-根拠法令 条例第 27 条第 2 項-

第 4 条 理事長が定める観覧料は、別表第 2 のとおりとする。

2 理事長は、文化館において特別の展示を行うときは、別表第 3 に定める額の範囲内において理事長の定める観覧料を納付させることができる。

3 第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、前項の規定により観覧料を納付させる場合についても準用する。

(観覧料の減免)-根拠法令 条例第 27 条第 5 項-

第 5 条 協定書別紙 6 の内容により観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

(1) 堺市の区域内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校又は中学校（特別支援学校の小学部又は中学部を含む。）の児童又は生徒及びこれらを引率する教職員（当該児童又は生徒が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が、教育上の目的で観覧するとき。 全額

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センターの児童及

びこれらを引率する教職員(当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が、教育上の目的で観覧するとき。 全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。 全額

(4) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。 全額

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。 全額

(6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第13条第2項の規定により市が援助を行っている老人クラブの構成員である者が、教養の向上の目的で当該老人クラブの活動として観覧するとき。 全額

(7) 堺市の区域内に住所を有する65歳以上の者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。 全額

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事長において特別の理由があると認める者が観覧するとき。 理事長が必要と認める額

(観覧料の減免申請) -根拠法令 条例第27条第5項-

第6条 前条の規定により、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、アルフォンス・ミュシャ館観覧料減免申請書を理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める証明書類を文化館の窓口において提示することにより、前項の申請書に代えることができる。

(1) 前条第3号に規定する者 身体障害者手帳その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして理事長が適当と認めるもの

(2) 前条第4号に規定する者 療育手帳その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして理事長が適当と認めるもの

(3) 前条第5号に規定する者 精神障害者保健福祉手帳その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして理事長が適当と認めるもの

(4) 前条第7号に規定する者 堺市の区域内に住所を有すること及び年齢を確認することができる書類(公的機関が発行するものに限る。)

(5) 前条第8号に規定する者 対象者であることが確認できる書類(ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。)

(招待券の発行)

第7条 理事長は、アルフォンス・ミュシャ館の利用に関わる招待券を発行することができる。

(観覧料の還付) -根拠法令 条例第27条第6項-

第8条 既納の観覧料は還付しない。ただし、理事長において特別な理由があると認める場合及びその還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他文化館の展示会場に入場しようとする者の責めに帰さない理由により、文化館の展示会場に入場することができなくなったとき。 観覧料又は特別の展示に係る観覧料の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特別の理由があると認めるとき。 その都度理事長が定める額

2 前項第1号の規定により観覧料又は特別の展示に係る観覧料の還付を受けようとする者は、アルフォンス・ミュシャ館観覧料還付申請書を理事長に提出しなければならない。

(使用期間) -根拠法令 条例第28条第1項第1号-

第9条 ギャラリーの使用許可(以下単に「使用許可」という。)は、火曜日から翌週の日曜日までの6日間(その期間において、祝日等の理由により休館日がある場合は、6日間からその休館日数を差し引いた期間とする。また翌週の月曜日が開館日の場合は、その開館日を加えた期間とすることができる。)を1単位とする。ただし、使用許可に係る申請が3月前までになされていない期間については、1日間を1単位として使用許可することができる。

(使用の申請) -根拠法令 条例第28条第1項第1号-

第10条 使用許可を受けようとする者は、堺市立文化館使用申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が定める方法により申請を行うことをもって、使用申請書による申請に代えることができる。

2 前項の規定による申請は、6日間を1単位とする使用にあつては使用しようとする日の6月前の日の属する月の初日(1月にあつては6日を初日とし、初日が休館日に当たるときはその翌日)から、1日間を1単位とする使用にあつては使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から受理するものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、これらの日前においても、申請を受理することができる。

(使用の制限等) -根拠法令 条例第28条第1項第1号-

第11条 理事長は、条例第9条第2項第1号から第4号までに規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの使用を許可せず、若しくは使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 物品(展示品に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く。)の販売のために使用するとき。

(2) 条例又はこの規則に違反したとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があり、理事長が不適当であると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取り消し、使用の制限若しくは停止又は退去により使用者に損害が生じても、当財団はその責めを負わない。

(使用許可) -根拠法令 条例第28条第1項第1号-

第12条 使用許可は、第19条第2項ただし書きの規定による場合を除き、使用料の納付があった後、堺市立文化館使用許可書(以下「使用許可書」という。)を申請者に交付して行う。

2 理事長は、ギャラリーを使用する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可の順位)

第 13 条 使用許可の順位は、使用の申込みを受理した順位による。ただし、理事長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示義務)

第 14 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用中、使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、理事長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

(使用許可の変更) -根拠法令 条例第 28 条第 1 項第 1 号-

第 15 条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前 7 日までに堺市立文化館使用許可変更申請書に使用許可書を添付して理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1 回に限り使用許可の変更を承認するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更して会館を使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することができる。この場合において、当該申出は、第 1 項の申請書により行わなければならない。

4 理事長は、前項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第 16 条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 物品(展示品に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く。)の販売をしないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないこと。

(3) 許可を受けないで文化館内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(4) 許可を受けていない施設、附属設備等を使用しないこと。

(5) 許可を受けないで附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。

(6) ギャラリーの入場者に次条に定める事項を遵守させること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館者の遵守事項)

第 17 条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑となる行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないこと。

- (4) 館内を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館の制限) -根拠法令 条例第 20 条-

第 18 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者については、文化館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類（盲導犬及び介助犬を除く。）を携行する者
- (2)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3)暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4)その他文化館の管理上支障があると認められる者その他文化館の管理上支障があると認められる者

(使用料) -根拠法令 条例第 27 条第 2 項及び第 4 項-

第 19 条 条例第 27 条第 2 項の理事長の定める額は、別表第 4 のとおりとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、かつ理事長がやむを得ない理由があると認めるときに限り、後納させることができる。
- 3 理事長は、第 15 条の規定により使用許可の変更の承認をしたときは、既納の使用料を変更後の使用許可に係る使用料(以下この条において「変更後の使用料」という。)の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。
- 4 前項後段の規定にかかわらず、第 15 条第 3 項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

(使用料の還付) -根拠法令 条例第 27 条第 6 項-

第 20 条 既納の使用料は還付しない。ただし、理事長において特別な理由があると認める場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用者が使用しようとする日前 7 日までにギャラリーの使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額

2 第 10 条第 2 項ただし書きの規定により受理した申込みの場合、又は第 15 条第 2 項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、前項第 2 号の規定は適用しない。

3 第 1 項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立文化館使用料還付申請書に使用許可書を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、理事長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

(特別の設備の設置) -根拠法令 条例第 13 条-

第 21 条 使用者は、ギャラリーの使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、文化館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。
- 3 前2項の規定により設けた設備は、使用許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。
- 4 理事長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(保証金)

第22条 理事長は、使用者が前条第1項又は第2項の規定により特別の設備を設けるときは、当該使用者から保証金を徴収することができる。ただし、国又は地方公共団体その他理事長が特に認めた公共団体については、この限りではない。

- 2 前項の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。
- 3 保証金は、ギャラリーの使用終了後、使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を当該保証金から控除した額を還付する。
- 4 保証金には、利子を付けない。

(使用終了の届出)

第23条 使用者は、ギャラリーの使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(施設等の破損等の届出)

第24条 入館者及び使用者は、文化館の施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに破損(滅失)届により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第25条 理事長は、施設予約システム(公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、理事長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。)を用いて文化館の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難しいと認めるときは、当該施設予約システムを用いた文化館の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、文化館の管理及び運営について必要な事項は、副理事長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 24 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 11 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料等から適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のこの規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後のこの規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のこの規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後のこの規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の使用料の規定は、令和6年7月1日の利用に係る使用料等から適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1

施設	開館時間
アルフォンス・ミュシャ館	午前9時30分から午後5時15分まで (入館できる時間は、午後4時30分まで)
ギャラリー	午前9時30分から午後7時まで

別表第2

区分	観覧料(1人1回につき)				
	個人	20人以上 100人未 満の団体	100人以 上200人 未満の団 体	200人以 上300人 未満の団 体	300人以 上の団体
一般	510円	410円	360円	310円	260円
高校生・大学生	310円	250円	220円	180円	150円
小学生・中学生	100円	80円	70円	60円	50円

別表第3

特別の展示に係る観覧料	1,560円
-------------	--------

別表第4

1 ギャラリーの使用料

区分	半日料金	1日料金
ギャラリーつつじ1	3,140円	5,230円
ギャラリーつつじ2	3,140円	5,230円
ギャラリーしょうぶ1	2,200円	3,660円
ギャラリーしょうぶ2	4,400円	7,330円
ギャラリーもず1	3,900円	6,480円
ギャラリーもず2	3,900円	6,480円
ギャラリーやなぎ1	2,640円	4,400円
ギャラリーやなぎ2	2,640円	4,400円



2 入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本使用料にその 5 割を加算する。

アルフォンス・ミュシャ館

観覧券

1人1回

円

アルフォンス・ミュシャ館観覧料減免申請書

年 月 日

堺市立文化館指定管理者

公益財団法人 堺市文化振興財団

理事長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

電話番号

アルフォンス・ミュシャ館に係る観覧料の減免を受けたいので、公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

観覧日時			
減免申請の理由			
*	観覧料額	円	備考
*	減免額	円	
*	差引納付額	円	

(注) \*印の箇所は、記入しないでください。

アルフォンス・ミュシャ館観覧料還付申請書

年 月 日

堺市立文化館指定管理者

公益財団法人 堺市文化振興財団

理事長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

(※諸法人においては代表者が署名の場合は、捺印してください)

電話番号

アルフォンス・ミュシャ館に係る観覧料の還付を受けたいので、公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

還付申請の理由	
既納の観覧料	円
還付申請額	円
備考	

## 堺市立文化館使用申請書

堺市立文化館指定管理者公益財団法人堺市文化振興財団理事長 殿

年 月 日

申 込 者	住所（所在地）	
	法人名又は団体名	
	<small>ふりがな</small> 氏名（代表者氏名）	生年月日
	電話番号	

堺市立文化館条例、堺市立文化館条例施行規則及び公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則を厳守することを誓約し、同規則第10条第1項の規定により、次のとおり文化館の使用を申請します。

使用 期 日	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで（日間）	時～ 時	使用料 円
使 用 的			
表 示 称			
内 容	1 日本画 2 洋画 3 版画 4 彫刻 5 工芸 6 写真 7 書道 8 華道 9 その他（ ）		
	対象者（一般・関係者）入場人員（ 人）入場料（有 円・無）		
使 用 施 設	ギャラリーつつじ（1・2）      ギャラリーしょうぶ（1・2） ギャラリーもず（1・2）      ギャラリーやなぎ（1・2）		
使 用 設 備			
会 場 責 任 者	氏名		電話番号
	住所		

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 利用に当たっては、堺市立文化館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。

堺市立文化館使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市立文化館指定管理者公益財団法人堺市文化振興財団理事長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
合計金額				

注意 この使用許可には、条件を付しているのので、必ず御確認ください。

## 使用許可の条件

- 1 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示すること。ただし、理事長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によること。
- 2 許可なく、使用内容を変更しないこと。変更しようとするときは、使用許可変更申請書を提出すること。
- 3 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないこと。
- 4 文化館の施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用し、もし破損し、又は滅失したときは、損害を賠償すること。
- 5 所定の場所以外で火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- 6 堺市立文化館条例、堺市立文化館条例施行規則及び公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、堺市及び公益財団法人堺市文化振興財団は、その責めを負いません。
- 7 催し物等のポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談すること。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないこと。
- 9 使用内容を変更しようとする場合において、その内容が条例第9条第2項各号（第3号を除く。）に該当するときは、使用許可を取り消します。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

堺市立文化館使用許可変更申請書

年 月 日

堺市立文化館指定管理者

公益財団法人 堺市文化振興財団

理事長 殿

申請者 住所(申請者)

氏名(名称)

(代表者名)

電話番号

堺市立文化館の使用許可を受けた内容を変更したいので、公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	使用許可年月日	年 月 日		
2	変更事項	変更前	変更後	
(1)	使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2)	使用予定施設			
3	変更理由			
*堺市処理欄		変更後の金額		照合者
使用料について		既納額		
		追加納付額		



	既納額照合	年 月 日納入	
--	-------	---------	--

(注) 1 再度の変更は、できません。

2 変更後の使用許可を取り消されたときは、使用料の還付を受けることができません。

3 \*印欄は、記入しないでください。

堺市立文化館使用料還付申請書

年 月 日

堺市立文化館指定管理者

公益財団法人 堺市文化振興財団

理事長 殿

申請者 住所(申請者)

氏名(名称)

(代表者名)

(※諸法人においてはその代表者が署名の場合は認印してください)

電話番号

堺市立文化館の使用許可の取消しを申し出ますので、既納の使用料を還付して  
くださるよう、公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則第20  
条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1	使用許可年月 日	年 月 日		
2	使用予定日時	年 月 日 時から 時まで		
3	使用予定施設			
4	取消しの理由			
5	還付申請額	金 円 (既納額の全額・半額)		
*	堺市処理欄既 納額照合	年 月 日納入	金 円	照合者

(注) 使用許可書を添付してください。

破損(滅失)届

年 月 日

堺市立文化館指定管理者

公益財団法人 堺市文化振興財団

理事長 殿

届出人 住所(申請者)

氏名(名称)

(代表者名)

電話番号

堺市立文化館の施設、付属施設等を破損(滅失)したので、公益財団法人堺市文化振興財団堺市立文化館管理運営規則第24条の規定により、次のとおりお届けします。ついでには、堺市立文化館条例第14条第2項の規定により、御指示の方法により賠償します。

破損(滅失)日時	年 月 日	午前 午後	時 分
破損(滅失)箇所又は物件			
破損(滅失)の内容又は程度			
* 賠償処理欄	指示賠償額	円	照合者
	賠償額	円	
	賠償年月日	年 月 日	

(注) \*印の欄は、記入しないでください。